

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第8号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成17年太田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年太田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 太田市職員の退職手当に関する条例（平成17年太田市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し、同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(太田市消防団条例の一部改正)

第5条 太田市消防団条例(平成17年太田市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(太田市行政不服審査会条例の一部改正)

第6条 太田市行政不服審査会条例(平成28年太田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第7条 太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成30年太田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第8条 太田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年太田市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第5条及び第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を

適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の太田市一般職の職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、

拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の太田市職員の退職手当に関する条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに太田市職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。